

問われている部活動の在り方

～新学習指導要領における部活動の位置付け～

文教科学委員会調査室 せき よしひ こ
関 喜比古

1. はじめに
2. 部活動・クラブ活動の学習指導要領における扱い
3. 新学習指導要領の中に部活動を位置付けた理由
4. 部活動をめぐる諸課題
5. 部活動を改善していくための具体策
6. おわりに

1. はじめに

子どもの学力低下を憂える声は強いが、それに劣らず、社会性、協調性、公德心、コミュニケーション能力などの不足は深刻である。そうした子どもの能力・特性の涵養に深くかかわっている地域や家庭の教育力は、昔に比べ落ちてきていることは誰もが認めざるを得ないであろう。地域や家庭の教育力の低下は、都市化、少子化、共働きの増加などを始めとした社会全体の変化にも起因するため、必ずしも、単に個人、家庭、地域の責任に帰すことだけで解決する問題ではない。言ってみれば社会全体で解決しなければならない課題であろう。地域や家庭の教育力の復活はもちろん大切であるが、現代社会においてはそれらの復活にも限界を認めざるを得ないため、学校教育に依存せざるを得ないのではなかろうか。

学校教育の中で、子どもたちのそうした能力や特性を涵養するキーになるものとして、部活動・クラブ活動が重要ではなかろうかと考えている。しかし、部活動・クラブ活動については、学校教育の中での位置付けが、必ずしも確たるものとして定着してきたとは言いがたいこと、教員にとっても、どちらかという本務というよりは付加的に与えられた職務として受け止められやすいとともに、処遇面・バックアップ体制なども不十分であること、サッカーや野球、楽器演奏などの分野で端的に見られるように、子どもの技量の差が顕著で指導が非常に困難さを増してきていることなど、解決すべき課題が山積している。

本稿では、それら部活動・クラブ活動をめぐる課題を浮き彫りにするとともに、今後の方向性などについて考えてみたい。

2. 部活動・クラブ活動の学習指導要領における扱い

小学校では、第4学年以上でクラブ活動が必修になっているが、これは学習指導要領に定めがあり、特別活動の一領域とされているためである¹。他方、中学校では平成10年、

高等学校では平成 11 年改訂（実施は、それぞれ平成 14 年、15 年）の学習指導要領で必修のクラブ活動は廃止され、現在では各学校の実態に応じ、課外活動の一環として部活動が行われている。

平成 24 年度から実施が予定されている新中学校学習指導要領の総則第 4 の 2 (13)には、部活動の意義や留意点について、「スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」と規定されている²。同じことが、平成 25 年度から実施が予定されている新高等学校学習指導要領の総則第 5 款の 5 (13)にも記載されている³。

ここで、学習指導要領における部活動の位置付けについて、振り返ってみよう。中学・高校ともに、平成元年の学習指導要領改訂までは、特別活動の内容として週 1 回行う「クラブ活動」が位置付けられていた。また、同年の改訂で、中学・高校ともに、「クラブ活動」の時間を授業に組み込まなくても教育課程外活動の部活動をもって代替できることになった（「部活動代替措置」）。

その後、平成 10 年改訂の中学校学習指導要領、平成 11 年改訂の高等学校学習指導要領でクラブ活動が廃止された背景としては、従前の部活動代替制度によって部活動が盛んになってきたことや、地域の青少年団体やスポーツクラブなどに参加する生徒が増えてきたことが挙げられている。

なお、現在に至る「クラブ活動」と「部活動」の位置付けや関係の流れをまとめれば、表 1 のとおりである。

表 1 中学・高校における部活動の位置付けと関係

学習指導要領の改訂年 実施年は + 4 年後		昭和 44 年 ~	平成元年 ~	平成 10 年 ~ (高校は 11 年 ~)
教育活動	教育課程	クラブ活動	(クラブ活動)	
	教育課程外	部活動	部活動	部活動

(出所)「部活動基本問題検討委員会報告書」(東京都教育委員会)(平 17.10)に一部加筆

3. 新学習指導要領の中に部活動を位置付けた理由

本年 4 月から移行措置が始まった中学校の新学習指導要領の中に部活動を位置付けた理由について、第 171 回通常国会の参議院文教科学委員会で、文科省の山中スポーツ・青少年局長は、「部活動でございますけれども、特に中学校、高等学校、部に加入している生徒にとりましては、学校生活の中で授業とともに非常に大きな場面、役割を占めているところでございます。また、運動部の部活動でございますと、一生、運動していくという、そういうスポーツに親しむ基礎を培う、体力の基礎を培う重要な時期でございます、非常に重要な活動である」とし、「平成 20 年 1 月の中教審答申の中でも、部活動、これが中学校、高等学校の教育の中で非常に大きな役割を果たしてきているということで、教育課程に関連する事項として学習指導要領の中で記述する必要があるのではないかという指摘がございまして、これを受けまして、今回の学習指導要領改訂では、部活動について、学校教育の一環として教育課程との関連、これを図ること、あるいは、地域の人々あるいは各

種団体との連携、そういうもので運用上の工夫を行うこと、そういうふうな配慮事項というものを新しく記述した」と答弁している⁴。

学習指導要領に部活動と教育課程との関連が明記されたのは、初めてのことであるが、率直に言って、これは法的・制度的な問題点を解決しないままでの部活動の強化策（いわば学校と地域社会への丸投げ）であり、文科省の姿勢には若干疑問なしとしない。このように、学習指導要領上のプレを始めとして、部活動に対する軸足が定まらないことは、学校現場に諸々の問題を引き起こしている。

4．部活動をめぐる諸課題

（1）部活動にかかわる時間数

首都大学東京の西島准教授は、中学校の部活動と教育課程との関連を留意する上で解決すべき課題として、第一に時間の問題を挙げ、「新指導要領では週当たり1時間の授業時間数が増え、教師の増員を巡る議論が出ている。だが、週末も含めた部活動指導の教師の負担は、授業時数増加分の比ではない。部活動の多くが顧問教師の任意と善意で維持されている。」と述べている⁵。この点に関しては、「部活動の顧問をしていると、土日もなく、家庭も顧みず、慢性的な多忙感、ゆとりのない生活を余儀なくされることも少なくない。授業の充実に向けての教材研究の時間も取りにくい。」とする学校管理職（校長）からの意見もある⁶。

また、第169回通常国会の参議院文教科学委員会では、質疑の中で教育現場から寄せられた私信が紹介されている。それによれば「中学校で部活の担当に就くと、教師の忙しさが更に拍車がかかる。平日は毎日6時半までクラブ活動、7時になってようやく職員室の机に向かって教材研究とか、ほかの事務の仕事が始められる。土曜、日曜は練習があるいは練習試合。夏休みもない。クラブ活動から解放されるのは試験期間中だけ、その間は試験の問題作り。試験が終われば部活がスタートして、採点、成績評価もある」（筆者注：クラブ活動と言っているが、正確には部活動）と引用した後、「もう私どもの想像を絶する忙しさだなというふうに思いました。」と結んでいる⁷。

文科省の委託により、平成18年7月から12月にかけて行われた『教員勤務実態調査』によれば、通常期（7月3日～7月30日）における中学校教員の平均値であるが、平日の残業時間2時間26分のうち、「部活動・クラブ活動」が26分を占めている⁸。

こうした労働時間の問題を解決するためには、西島准教授が主張している「部活動指導も含めた教師の増員や、授業・校務分掌の負担軽減など制度的対策が必要」であるが、時節柄それが難しいとすれば、外部協力者の活用⁹とか、組織的な保護者会の整備¹⁰を求めるなどの“側面支援”も考えられよう。

さらに、教員にとって、また子どもにとって「望ましい部活動」や「在るべき時間数」についての研究も今後望まれるのではなかろうか。

（2）顧問教師への技術的支援

第二に、西島准教授は、顧問教師への支援の問題を挙げる。具体的には、「部活動指導

は授業とは別の指導力が求められる。活動経験のない部の顧問になった場合は、技術指導を外部指導員等に任せ、教師は管理・運営面のみに関与することも少なくない。だが、部活動を通して生徒を多面的に把握するには、教師自身も一定の技術や指導方法を身につけ、自ら指導し評価できることが望ましい。そのためには、管理・運営のノウハウや技術指導方法を学ぶ機会など支援体制の整備が必要だ。」としている¹¹。

部活動指導は、教育課程外に計画された学校の教育活動である。したがって、顧問の委嘱は校長の職務命令にはなじまない。学校現場では教員の希望が大切にされ、最終的には本人の承諾というプロセスを経ているようであるが、すべての希望が実現するわけでもないらしい。特に、活動経験のない部の顧問になるケースは20～30代の若手教員に多いと聞く¹²。

したがって、やむを得ず希望以外の部活顧問を引き受けざるを得ない場合については、そのための外部を含めた協力体制、フォロー関係の充実なども必要であり、当然そのための予算措置も必要となつてこよう。

特に、経験のない分野の運動部等の顧問になるような場合には、当該種目に対する理解を深めるための学習を奨励することに加え、生徒のけがや事故を未然に防ぐためにも、日ごろから養護教諭との密接な連携を図るとともに、整形外科医等も招き、スポーツ障害をもたらず様々な事例について学習する機会を設けることが望ましい。

(3) 教員世界へのワーク・ライフ・バランスの導入

放送大学の小川正人教授は、『内外教育』誌上のインタビューに答え、おおむね以下のように述べている¹³。

「ワーク・ライフ・バランス」の重視を掲げた平成20年夏の人事院勧告を受け、平成21年度から公務員の勤務時間が15分間短縮された。こうした世の中のすう勢の中で、慢性的な長時間の時間外勤務を強いられる学校は、ほとんどがいわゆる「3K職場」である。

1980年代、臨時教育審議会において、肥大化した学校の役割を見直し、地域や家庭にもそれを分担してもらおうという「学校スリム化論」が盛んに議論された。しかし今では「学校スリム化論」はすっかり影を潜めており、逆に中学校の部活動が新学習指導要領では教育活動の一環として位置付けられるなどの動きが出ている。教育の営みの一部を地域や家庭に返そうにも返せず、かえって地域や家庭の活動を学校を中心にして包括的に抱え込んでいこうとしているようにさえ見える。

そうした中、教員が従来のように一人で教科指導、生活指導、部活指導、地域連携などのすべてをこなすのは、肉体的にもまた精神的にもきつくなってきている。今こそ、学校の在り方をめぐる再検討を大胆に行うべき時期に来ていると思う。特に、教員の勤務時間を管理して、教員が子どもと向き合う時間を保障していくことこそ、最重要の課題ではないだろうか。

平成21年度文科省予算の主要事項の中で、「教員が子ども一人一人に向き合う環境づくり」¹⁴が掲げられていることから見ても、小川教授の主張は、極めて時宜にかなない、かつ説得力を持つと思われる。

翻ってみれば、部活動の実情は、各自治体や学校によって多種多様である。地域ごとの実情に合った方策を立てるためには、部活動指導を含めた教員の勤務実態をよりきめ細かく把握することこそ急務と考える。約40年ぶりの「教員勤務実態調査」が、前述したように平成18年に実施されたが、その結果を検討・分析した際、部活動・クラブ活動指導に要する時間については、どこまで突っ込んで深く議論されたのであろうか。今後これらの時間にも留意した再調査を行うことが望まれる。

なお、表2及び表3に、中学校の部活動顧問教諭の活動状況について掲げておくので、参照されたい。

表2 部活動顧問の割合

運動部顧問	文化部顧問	顧問なし	無回答・不明
58.5%	17.7%	13.7%	10.2%

(出所)平成18年文部科学省教員勤務実態調査

表3 部活動に係る平均時間と行為者平均時間 第2期(8月)及び第5期(11月)
()平均時間

	第2期(8月)	第5期(11月)	
	勤務日	勤務日	休日
運動部顧問	2:47	0:39	1:21
文化部顧問	1:38	0:27	0:40

()行為者平均時間

- ・1日の行為者率：部活動顧問等のうち、1日の中で実際に部活動を行った部活動顧問等の割合(%)
- ・行為者平均時間：部活動を行った部活動顧問等が実際に部活動に費やした時間の平均

	第2期(8月)		第5期(11月)			
	勤務日		勤務日		休日	
	行為者率	平均時間	行為者率	平均時間	行為者率	平均時間
運動部顧問	62.6	4:46	41.3	1:38	37.7	5:56
文化部顧問	40.7	4:38	31.0	1:31	14.4	5:49
顧問なし	6.0	4:44	2.0	1:25	1.6	5:06

第2期勤務日においては、運動部顧問のうちの62.6%が勤務日に部活動を行い、その平均時間は4時間46分であることを示している。

(出所)「教員の業務の多様化・複雑化に対応した業務量計測手法の開発と教職員配置制度の設計(平成20年3月/東京大学)を基にした中央教育審議会の学校マネジメントプロジェクトチームの事務局作成資料

(4)部活動手当の改善

メリハリのある教員給与体系の実現のため、平成20年10月から、部活動手当を含む教員特殊業務手当の倍増が行われた。それでも土日4時間で2,400円、時給に換算すればわずか600円という金額であり、かなりの部分を顧問教師の個人負担に依存している状態と

言われている。部活動の教育的意義を認めるのであれば、他の特に困難な業務に対する手当¹⁵との兼ね合いを測りつつ、少なくとも、最低賃金並の水準にまで引き上げるべきではないだろうか。

一方、手当の増額は必要だが、これが部活顧問の長時間過密勤務解消には直接結びつかないことに留意しなければならない。また、現在の「休日4時間以上」、「休日8時間以上」に支給という制度を、1時間以上から1時間単位で支給できるよう制度変更すべきである。休日8時間以上に支給という設定では、かえって長時間の部活動を助長させてしまうのではないかと懸念する。

部活動手当の更なる改善が図られることを期待したい。

(5) 海外の部活動事情からの示唆

我が国では通常、中学、高校や大学で卒業するまで同じ部活動を行うことが多い。これに対し、英米などではシーズンごとに違った部活動に所属する。一年中同じクラブに所属することは少ないため、様々な競技や文化体験ができるメリットがある。

ドイツでは、平成2年の東西統一以後に旧東ドイツ地域に誕生した「スポーツ強化学校」が、学校を基盤としながら地域スポーツクラブとも連携した若年層アスリートの育成を行っているという¹⁶。しかし、他の欧米諸国やオーストラリア、ニュージーランドなどの学校では、いわゆる日本の部活動にあたるものが盛んでないため、地域のクラブチーム等に所属してスポーツや音楽を楽しむ生徒が多いようである。

つまり客観的に見て、我が国の中学・高校における部活動というものは、国際的にはかなり特異な存在といえるのではないだろうか。であれば、学校の部活動を我が国独特の“教育・スポーツ文化”の一つとして位置付け、単に教育分野だけでなく地域活性化の起爆剤として役立てていくことも必要と史料する。30年前に米国で出版された『ジャパン・アズ・ナンバーワン』の中でも、日本の学校でのクラブ活動について、「緊密なクラブ活動を通じてグループ生活を楽しみ、同時に仲間との協調、利己心の抑制を学ぶ。こうした態度を学校生活のなかで学ぶことは、のちに社会に出て就職しても、仲間との長期にわたる思いやりのある人間関係をつくることに役立つ」として高く評価されていた¹⁷。

5. 部活動を改善していくための具体策

(1) 労働安全衛生法の活用

平成17年に改正された労働安全衛生法第66条の8第1項により、事業者は労働者の超過勤務が1月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められるときは、労働者の申出を受けて、医師による面接指導（問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うこと）を行わなければならないとされた。その労働時間の算出に際しては、学校にかかわるすべての職務が対象であり、関連職務である部活動も対象となる。実際、多くの教育委員会は、休日の部活動も含めるという基準を示している。

中・高の運動部顧問などしていれば、熱心であればあるほど盆暮れぐらいしか休めない

とも聞いている。平成 18 年から平成 19 年にかけて行われた教員のメンタルヘルス（心の健康）に関する文科省の委託調査によれば、全国の公立小中学校教員のうち、アンケートに答えた約 1,300 人の実に 43.8%が、「1 週間の中で休める日がない」と回答している¹⁸。学校週 5 日制の時代下でのこうした厳しい状況を知るにつけ、教員の部活動での指導のみならず、日常の教科への取組においても支障が出るのではないかと懸念している。

なお、全国の高校では、各校ごとに設置される安全衛生委員会について、「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立」が、教職員組合の部活動検討委員会の付議事項として追認されている¹⁹。こうした各学校での安全衛生委員会の活用も重要な課題であろう。

（２）教育振興基本計画の中の部活動

ア 外部指導者の活用

前記の小川教授は、「部活動を学校の教育活動の一環だと位置付けたからということで、すべての教員がそれに関わるべきか」というと、決してそうである必要はなくて、教員以外に部活動をきちんと担う、技術的指導を行う外部人材、スタッフをそろえることや、対外試合の引率をはじめとする責任者も教員以外の職員を配置することで対応していくことも重要ではないか」と話し、さらに「部活動専門スタッフを入れ、教員には授業に集中してもらおう。その上で、部活動顧問をやりたい教員には過重な負担とならないような支援や配慮をした上でやっていただく。その場合でも、部活の休息日、週休日の代替などのルールを整備した上でやるべき」と述べている²⁰。

このように外部指導者を制度化することは、顧問の負担軽減を進める上でも大切な課題であるばかりか、水泳、サッカー、野球、音楽、舞踊などの学校外の指導レベルや普及度との兼ね合いからも重要な観点である。その上で、外部指導者が必要であれば、外部指導者に対する手当などを確保する必要があるのではないかと。

加えて、学校教育の一環としての部活動の指導者として、部活動に対する考えを共有できるように、外部指導者に十分な研修を課し、部活動指導者としての資格認定を行うことなどが望ましい。愛知県犬山市のように、部活動指導員を市費で採用し、中学校部活動を積極的に支援している自治体も見受けられる。

このように、地域ごとの支援システムが定着すれば、顧問の役割は、生徒の自主性や自発性を引き出し、部活動の悩みなどの相談に乗り、共に部活動を支え発展させるという教員本来の専門性・指導性を生かしたものとなる。

なお、学校事務職員の力を部活動支援のためのマンパワーとして活用することは、制度上できないのだろうか。側聞するところによれば、事務職員だけで部活指導をすることは、教育委員会では認めていないようである。職割分担上難しいことは理解するが、たまたま顧問の教員が出張や病欠などで不在であり、代替りの教員も見つからないような場合に限って、日頃から当該クラブに興味と関心を持ち、やる気と熱意のある事務職員がいればあらかじめ指定しておき、校長・教頭の管理下で当日の部活指導を一時的にゆだねてもよいのではないかと。

イ 複数校合同部活動等の取組

一つの学校ではチームがつかれないような運動部の場合、別の学校との合同チームをつくることを通して、学校の枠組みを離れ社会体育へ移行する条件ができる可能性がある。また、この変形として、通学校に希望する部活動がない場合、生徒が部活動をしに周辺校まで通うことも考えられる（学校選択制を採っている地域では、好みの部活動の有無が学校選択の基準となるケースさえあるようだ）。しかしながら、現実の学校運営は全般的にみて「学校単位」で行われていることから、認めるとしても、対抗試合等の行事の際のみに限らざるを得ないのではなかろうか。

スポーツ振興法第4条に基づく「スポーツ振興基本計画」でも、合同部活動等の取組を促すとされている²¹。しかし、具体的にどういう促進策が整えられるのかにつき、学校現場のニーズや意向を把握する努力をして、それに対応する施策が求められるのではないだろうか。例えば、対象となる学校間が離れている際の間にある社会体育施設の利用料負担、顧問教師の交通費補助等の実施できそうなメニューを現場から拾い上げていき、本当に有意義な施策をパターン化することにより、どれだけの助成措置を講じていくつもりがあるのかなどの対応策を国も地方も考える必要があろう。

ちなみに、平成20年7月1日に策定されたはじめての「教育振興基本計画」の中で、部活動に触れている部分は、次のとおりである。

教育振興基本計画に記述された部活動

学校における体育及び運動部活動の推進

- ・ 運動する子どもとそうでない子どもの二極化の傾向や子どもの体力低下が依然深刻な問題となっていることから、新学習指導要領における小・中学校の体育・保健体育の授業時数の増加を踏まえ、生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、能力を育成する。
- ・ 学校体育及び運動部活動の充実を図るため、外部指導者の積極的な活用を促す。
- ・ 児童生徒のスポーツに対する多様なニーズに応えるため、学校の実態等に応じて近隣の学校と合同で運動部を組織し日常の活動を行う複数校合同部活動等の取組を促す。
- ・ 児童生徒が楽しく安全にスポーツに親しめる環境を創り出すため、学校や地域の実態等に応じて校庭の芝生化等を促す。 (傍線部筆者)

(出所)「教育振興基本計画」22、23頁

6. おわりに

近年、学校選択制の拡大や学校評価制度の導入に伴い、学校の「売り」・「目玉」として部活動に一定の「成果」を義務付けたり、また顧問教師個人の思い入れから、合唱部、ブラスバンド部の「コンクール入賞」や運動部の「勝利至上主義」に生徒と保護者を過剰動員するような例が散見される。度を越えた長時間の練習は、生徒の心身の発達にとっても

弊害であり、これに派生して起こりがちな体罰やいじめなどが、生徒の人格形成や生涯スポーツ・文化活動の発展に及ぼす影響についても、冷静に見極める必要があろう。

今回、中学と高校の学習指導要領で部活動を教育課程の枠内に位置付けた趣旨を認めるにやぶさかではないものの、予算面・定員面での“受皿”が整わない以上、とどのつまり、部活動を「生徒の自主的活動」という原点に戻して対応していくことが、顧問教師の長時間労働などの諸課題に取り組むための重要なポイントではないかと考える。

部活動に対する子どもの参加意識や活動意欲を引き出し、学校と地域の連携を強めるためにも、部活動に本来備わっているはずの基本的教育力、いわば「部活力」が、今こそ問われているのではないだろうか。

-
- 1 『小学校学習指導要領』(文部科学省)(平 20. 3) 102 頁
 - 2 『中学校学習指導要領』(文部科学省)(平 20. 3) 5 頁
 - 3 『高等学校学習指導要領』(文部科学省)(平 21. 3) 8 頁
 - 4 第 171 回国会参議院文教科学委員会会議録第 2 号 12 頁(平 21. 3 .17)
 - 5 西島央「中学の部活動意義付け～指導教師の負担軽減を」『日本経済新聞』(平 20. 6 .16)
 - 6 谷合明雄「部活動運営上の留意点」『教職研修』442 号(平 21. 6) 102、103 頁
 - 7 第 169 回国会参議院文教科学委員会会議録第 4 号 14 頁(平 20. 3 .31)
 - 8 『教員勤務実態調査(小・中学校)報告書』(東京大学)(平 19. 3) 65、72 頁
 - 9 日本中学校体育連盟の「部活動調査集計」によれば、平成 20 年度の外部指導員は、28,394 名であり(参考種目含む) 一校当たり 2.6 人がいる勘定となる。
 - 10 文部省体育局(当時)の委嘱を受けた『運動部活動の在り方に関する調査研究報告書』(中学生・高校生のスポーツ活動に関する調査研究協力者会議)(平成 9 年 12 月) 7 頁によれば、運動部員の保護者のうち、中学校の 34.4%、高校の 24.4%の保護者が、子どもの所属する運動部に保護者会等の組織があると答えている。
 - 11 西島前掲
 - 12 中学校では、40 歳以下の男性教員のほぼ 90%前後の割合が、運動部の顧問をしている。女性教員は文化部の顧問に顕著だが、これも 40 歳以下に集中している。
小川正人「教員の勤務実態と教員給与の行方 上」『月刊高校教育』(平 18.10) 7 頁
 - 13 小川正人「教職調整額は廃止し時間外手当化を」『内外教育』(平 21.10. 3) 13 頁
 - 14 『平成 21 年度予算(案)主要事項』(文部科学省)(平 21. 1) 12～14 頁
 - 15 他に、修学旅行等引率指導業務、対外運動競技等引率指導業務(8 時間程度で 3,400 円)などがある。
 - 16 黒須充編『総合型地域スポーツクラブの時代～部活とクラブとの協働』(創文企画)(平 19.10) 59 頁
 - 17 エズラ・F・ヴォーゲル『ジャパン・アズ・ナンバーワン』復刻版(阪急コミュニケーションズ)(平 16.12) 228 頁
 - 18 この数値は一般企業の約 3 倍である。なお、管理職は質問項目が一部異なるため集計対象から除かれている。
『教員のメンタルヘルス対策および効果測定 [調査結果報告書]』(東京都教職員互助会、ウェルリンク株式会社)(平 20.10) 11、12、54 頁
 - 19 『部活動指導による長時間過密勤務の改善のために』(日本高等学校教職員組合部活動問題検討委員会～最終報告～)(平 20. 3) 11 頁
 - 20 小川前掲 9、10 頁
 - 21 『スポーツ振興基本計画』(文部科学省)(平 12. 9 .13)(平 18. 9 .21 改定) 11 頁